

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の概要

(自動車運転死傷処罰法)

平成25年11月27日公布
平成26年5月20日施行

概 要	罰 則	罰則(無免許加重)
<p>○ 危険運転致死傷 (第2条)</p> <p>① アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難</p> <p>② 進行を制御することが困難な高速度</p> <p>③ 進行を制御する技能を有しない</p> <p>④ 人又は車の進行を妨害する目的で、直前進入・接近、危険を生じさせる速度で運転</p> <p>⑤ 赤信号を殊更に無視、危険を生じさせる速度で運転</p> <p>⑥ <u>通行禁止道路(一方通行など)を進行し、重大な危険を生じさせる速度で運転</u></p> <p>(第3条)</p> <p>① <u>アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で運転し、正常な運転が困難な状態に陥り自動車を運転し人を死傷</u></p> <p>② <u>正常な運転に支障を及ぼすおそれがある政令で定められた病気の影響により、正常な運転が困難な状態に陥り自動車を運転し人を死傷</u></p>	<p>・死亡 1年以上20年以下の懲役</p> <p>・負傷 15年以下の懲役</p>	<p>人を負傷 <u>6月以上20年以下の懲役</u> ※③を除く</p>
<p>○ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 (第4条)</p> <p>アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障を生じるおそれのある状態で運転し、人を死傷させ、逃走等により飲酒や薬物摂取の発覚を免れようとした場合</p>	<p><u>12年以下の懲役</u></p>	<p><u>15年以下の懲役</u></p>
<p>○ 過失運転致死傷(自動車運転過失致死傷から改称) (第5条)</p> <p>自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷</p>	<p><u>7年以下の懲役・禁固又は100万円以下の罰金</u></p>	<p><u>10年以下の懲役</u></p>
<p>○ 無免許運転による加重(第6条)</p>		

※ _____は改正、新たに追加された項目
※ 「自動車」は原付を含む